



2020年5月15日

各位

会社名 株式会社カーメイト (コード 7297)

(URL <https://www.carmate.co.jp/>)

代表者名 代表取締役社長執行役員 徳田 勝

問合せ先 執行役員 総務部長 奥村 英治

電話 03-5926-1211 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2020年5月15日に開催した取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月25日開催予定の定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 変更の目的

- ① 第2条に定める事業の目的を明確化するものであります。
- ② 株主総会及び取締役会の運営の柔軟性を確保するため、現行定款第13条及び第21条の(招集権者および議長)の変更を行うものであります。
- ③ 第24条に定める取締役の業務執行を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1 自動車部品並びに自動車用品の製造及び販売	1 自動車部品並びに自動車用品の製造及び販売
(新設)	2 <u>ケミカル用品(車用・家庭用・その他)の製造及び販売</u>
(新設)	3 <u>ベビー・育児用品、介護用品等の製造及び販売</u>
2 レジャー用品の製造及び販売	4 <u>アウトドア・レジャー・スポーツ関連用品の製造及び販売</u>
3 <u>各種雑貨(日用品雑貨等)の輸出入並びに販売</u>	5 各種光源、電球類及び電子機器類の製造及び販売
4 <u>コンピュータのソフトウェアの開発及び販売</u>	6 <u>日用品雑貨等の輸出入並びに製造及び販売</u>
5 <u>コンピュータの周辺機器の製造及び販売</u>	7 <u>各種通信機器類の製造及び販売</u>
6 損害保険代理業	8 <u>ソフトウェアの開発、販売、賃貸及び保守サービス</u>
7 住宅関連機器の製造、販売、賃貸及び整備・修理	9 損害保険代理業
8 自動車及び中古自動車の売買、賃貸及び整備・修理	10 住宅関連機器の製造、販売、賃貸及び整備・修理
9 <u>第二種通信業</u>	11 <u>自動車及び中古自動車の売買、賃貸及び整備・修理</u>
10 <u>情報サービス業</u>	12 <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u>
11 <u>各種光源、電球類及び電子機器部品の製造及び販売</u>	13 <u>情報サービス業</u>
(新設)	14 <u>製品のレンタル、リースサービス</u>
(新設)	15 <u>通信販売業</u>
(新設)	16 <u>発蓄充電設備の開発製造及び販売</u>
12 前各号に付帯する一切の業務	17 <u>前各号に付帯する一切の業務</u>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>第17条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会で定めた者がこれにあたる。</u></p> <p><u>2 前1項の規定に基づき招集権者及び議長に定められた代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>第17条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(業務執行)</p> <p>第24条 <u>取締役社長</u>は当会社の業務を統括し、取締役副社長、専務取締役または常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</p> <p><u>2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</u></p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>第29条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集する。<u>代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会で定めた者がこれにあたる。</u></p> <p><u>2 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会で定めた者がこれにあたる。</u></p> <p><u>3 前1項及び2項に規定する当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(業務執行)</p> <p>第24条 <u>代表取締役</u>は当会社の業務を統括する。<u>代表取締役が複数の場合は分担してこれを行う。他の取締役は、代表取締役を補佐してその業務を分掌する。</u></p> <p><u>2 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い他の取締役が代表取締役の職務を代行する。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月25日(木)

定款変更の効力発生日 2020年6月25日(木)

以上